令和５年度　青森県・五所川原市連携融資制度

五所川原市では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に、信用保証料の補給を行います。

１．　①五所川原市内で創業する方 ②法令に基づく認定又は国や県等による補助金等の採択を受けた方 ③生産性向上を図る事業に取り組む方 ④働き方改革を推進する取り組みを行う方 ⑤事業承継をするために資金を必要とする方	【マル挑】
◎対　象　者	青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱２（１）、（２）、（５）、（１０）、（１１）、（１５）④に該当する方のうち、新たに事業を開始しようとする方、または事業を開始して５年に満たない方で、次のいずれにも該当する方。※太陽光発電設備の導入に係る事業は除く。 ①本店登記（個人の場合は住所）が市内にあり、市内で営業する方。 ②市税等の滞納がないこと。
◎補助対象融資額	１，０００万円以内
◎補助対象期間	１０年以内（据置期間２年以内） （（１）、（１５）④については、１０年以内（据置期間１年以内）））
◎補　助　内　容	信用保証料を全額補助（県が３０％を補助、残りの７０％を五所川原市が補助） ※ただし、県要綱２の（１）の融資を受けた場合、上乗せ分０．２％を除く。

２．　事業活動に必要な資金を調達したい方	【マル応】
◎対　象　者	青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱２（１）に該当する方で、次のいずれにも該当する方。 ①本店登記（個人の場合は住所）が市内にあり、市内で営業する方。 ②市税等の滞納がないこと。
◎補助対象融資額	１，０００万円以内
◎補助対象期間	１０年以内（据置期間２年以内）
◎補　助　内　容	信用保証料を全額補助（五所川原市が１００％を補助）

３．　新型コロナウイルス感染症・原油価格の上昇又は物価高騰の影響を受け、資金調達が必要な方	【マル定】
◎対　象　者	青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱２（２）の③または④、（３）災害枠に指定した「新型コロナウイルス感染症」に該当する方で、市税等の滞納がない方。ただし、「新型コロナウイルス感染症」に該当する方は、市からセーフティネット保証４、５号のいずれかの認定を受けた方。
◎補助対象融資額	１，０００万円以内（経営安定枠・災害枠ごとに）
◎補助対象期間	１０年以内（据置期間２年以内）
◎補　助　内　容	【新型コロナウイルス感染症による場合】 ・信用保証料を全額補助（県が３０％を補助、残りの７０％を五所川原市が補助） 【原油価格の上昇又は物価高騰による場合】 ・信用保証料を一部補助（五所川原市が７０％を補助）

４．　青森県特別保証融資制度を利用し、経営改善に向けて借換えを行う方　【マル伴】

◎対　象　者	青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度要綱２（１）、（２）に該当する方で、次のいずれにも該当する方で、市からセーフティネット保証４、５号のいずれかの認定を受けた方。 ①本店登記（個人の場合は住所）が市内にあり、市内で営業する方。 ②市税等の滞納がないこと。
◎補助対象融資額	１，０００万円以内
◎補助対象期間	１０年以内（据置期間５年以内）
◎補　助　内　容	信用保証料を全額補助（五所川原市が１００％を補助）

〈留意事項〉

◎表面記載の補助対象となる融資の実行期間　２０２３年４月３日～２０２４年３月29日
◎同一事業内での併用はできません。
◎予算の都合により、補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも、青森県特別保証融資制度を利用することは可能です（所定の保証料等は自己負担となります）。

〈お問い合わせ先〉

〇信用保証料補助に関すること……五所川原市商工観光課
電話 0173-35-2111（内線 2572）
〇青森県特別保証融資制度に関すること…青森県商工政策課　電話 017-734-9368(直)

＜連携融資制度に関するＱ＆Ａ＞

Ｑ１．五所川原市内に本社または主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

Ａ１．　信用保証料の補助対象となる融資は、市内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が市内にあっても、市外の事業所にかかる事業資金は原則として対象になりません。

Ｑ２．希望融資額が１，０００万円を超える場合または融資期間が 10 年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

Ａ２．　信用保証料の補助対象となる融資は「融資額１，０００万円以内かつ融資期間 10 年以内（うち据置期間が２年以内）（「１．⑤事業承継をするための資金」及び「４．借換え資金」については据置期間が５年以内）」のものに限られます。
　ただし、例えば、融資額１，５００万円（融資期間 10 年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる１，０００万円の融資と補助対象外の５００万円の融資の２口に分けることで、当該１，０００万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Ｑ３．連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

Ａ３．　融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（市税の納税証明書等(令和４年度分)【担当：収納課】や法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）
青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工中金、東日本信用漁業共同組合連合会